

このリリースに関する連絡先:

三島祐子  
広報担当アシスタントマネージャー  
03 6271 9408  
[yuko.mishima@bakermckenzie.com](mailto:yuko.mishima@bakermckenzie.com)

## ベーカーマッケンジー、国際協力銀行によるロシア直接投資基金との共同投資枠組みの創設において法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 10 月 24 日】ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ、以下「ベーカーマッケンジー」）は、株式会社国際協力銀行（所在地：東京都千代田区、総裁：近藤 章、以下「JBIC」）がロシア連邦（以下「ロシア」）のソブリン・ウェルス・ファンドであるロシア直接投資基金（Russia Direct Investment Fund、以下「RDIF」）との間で共同投資枠組み（以下「本共同投資枠組み」）を創設した案件において、法的アドバイスを提供しました。

本共同投資枠組みは、ロシアのプーチン大統領が 2016 年 12 月に訪日した際に JBIC と RDIF が締結した共同投資枠組みの創設に関する覚書に沿って、ウラジオストクで本年 9 月 6～7 日に開催された東方経済フォーラムへの安倍内閣総理大臣参加の機会を捉えて創設されたものです。株式会社 JBIC IG Partners と RDIF により管理・運営される Russia-Japan Investment Fund（以下「本ファンド」）が本共同投資枠組みのもとで RDIF と共同で投資を行い、本邦企業の対露ビジネス展開を支援することで、日露貿易や対露投資を促進し、本邦企業の国際競争力の維持及び向上に貢献することが期待されています。なお、本共同投資枠組みの事業規模は日露合計で最大 10 億米ドル、うち JBIC は本ファンドに対して最大 5 億米ドルを出資予定です。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融グループ所属の鷹取康久をリード・パートナーとし、同じく東京事務所のカウンセラーである末富純子、同オフィスのアソシエイトであるライアン・ビングラム（Ryan Bingham）、ロンドンオフィスのパートナーであるジェームズ・バーデット（James Burdett）、同オフィスのアソシエイトであるジョン・アンガー（Jon Unger）、エリック・リム（Eric Lim）及びルーシー・ローズ（Lucie Rose）、モスクワオフィスのパートナーであるサイモン・モルガン（Simon Morgan）及びアレクサンドル・ビシュコフ（Alexander Bychkov）、同オフィスのアソシエイトであるマキシム・テムチャック（Maxim Temchuk）が主に本件に携わりました。

本案件について鷹取康久弁護士は、「ますます大きな可能性を秘めた日本とロシアの二国間における経済関係の発展に資するこのようなプロジェクトに貢献することができ、心より光栄に思います。私たちは、今後もお客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります」と述べています。

- 以上 -

## 本件における責任者



鷹取 康久  
銀行・金融グループパートナー  
03 6271 9702  
[yasuhisa.takatori@bakermckenzie.com](mailto:yasuhisa.takatori@bakermckenzie.com)

東京事務所の銀行・金融グループに所属。2007年から2008年にかけて欧州三井住友銀行およびベーカーマッケンジーロンドンオフィス勤務、2010年から2012年まで国際協力銀行への出向経験を有する。一般金融法務及び企業法務に従事し、主に、国内外のプロジェクト・ファイナンス、PFI/PPP、ECAファイナンス、トレードファイナンス、M&Aファイナンス、資産流動化、ファイナンスリースその他ストラクチャードファイナンスを手がける。

## ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。